

第1節 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

第1節では、学校における人権教育の改善・充実を図るための基礎的な事項を、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」をもとにまとめています。

第1節 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1 人権教育とは

【指導等の在り方編】 pp.4—5

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

【指導等の在り方編】 pp.5—7

3 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

4 学校における人権教育の目標と取組の視点

【指導等の在り方編】 pp.8—9

※「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」のページを示しています。

第1節 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」と示されている。

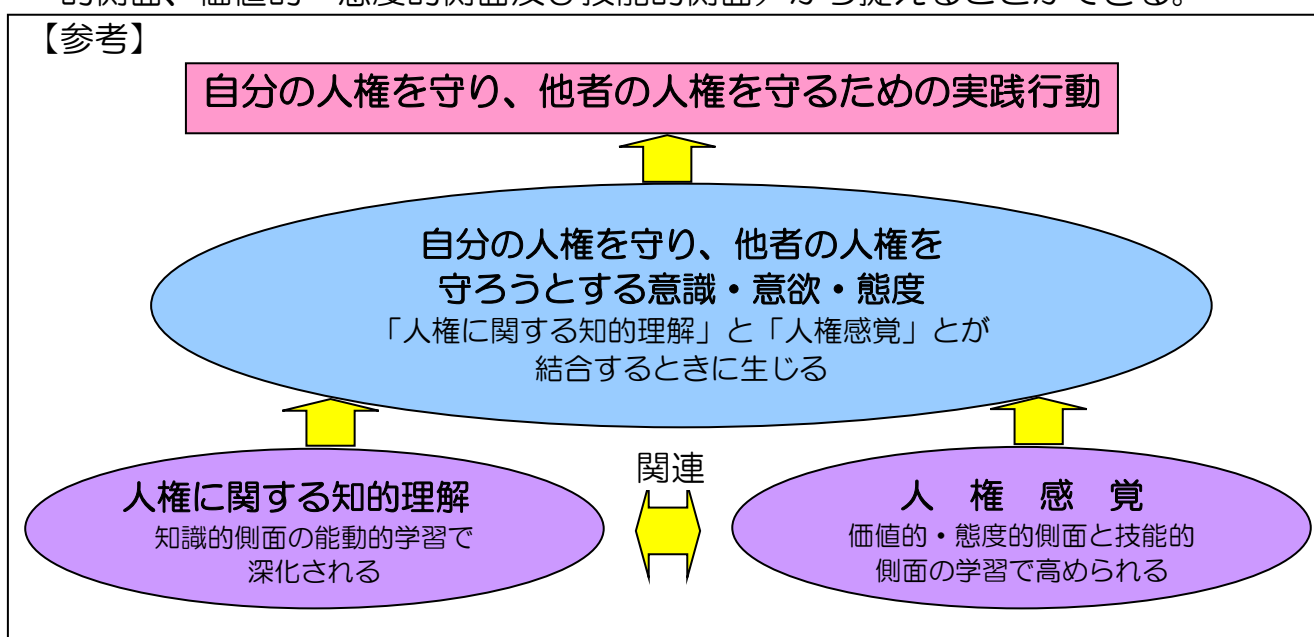
さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、人権教育について次のように示されている。

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面）から捉えることができる。

【参考】



(1) 知識的側面

○人権に関する知的理解に深く関わるものである。

○人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。

○自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解

○人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識

○憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識

○自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識

○人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等

(2) 価値的・態度的側面

- 技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。
- 人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を、人権実現のための実践行動に結びつけるために、下欄に示すような価値や態度の育成が不可欠である。また、このような価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
 - 自己についての肯定的態度
 - 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
 - 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
 - 正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
 - 人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
 - 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
 - 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
- 等

(3) 技能的側面

- 価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。
- 人権に関わる事柄を、認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、内面化することが求められる。そのような受容や内面化のために、下欄に示すような様々な技能の助けが必要である。また、人権教育が育成を目指す諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

- 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
 - 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
 - 他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
 - 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
 - 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
 - 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- 等

3 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

- 人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。
- 人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識する必要がある。

4 学校における人権教育の目標と取組の視点

(1) 学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

(2) 学校における人権教育の取組の視点

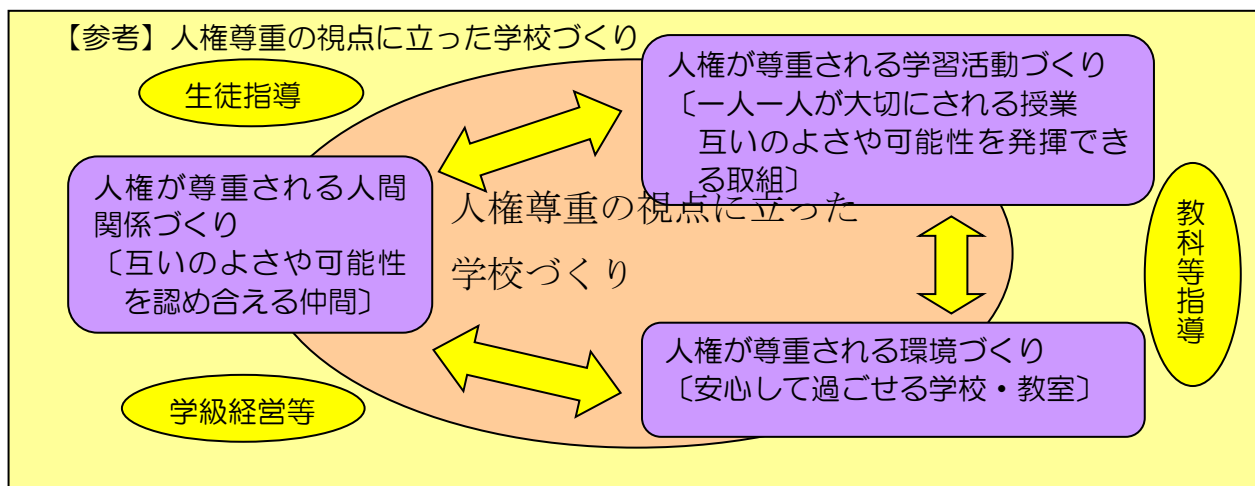
○自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくる。また、家庭や地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることに、児童生徒が気付くことができるよう指導する。

○[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力を身に付けられるようにすることが大切である。

<教育活動全体を通じて培う力や技能>

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、人権感覚を育てていくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれる。



第2節 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第2節では、教科・領域等における人権教育の改善・充実を図るための基本的な事項を、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」をもとにまとめています。

また、授業実践に当たり参考となる資料を「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～、～個別的人権課題に対する取組～」から抜粋し、掲載しています。

第2節 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

1 指導内容の構成

【指導等の在り方編】 pp.22—24

2 指導方法の在り方

【指導等の在り方編】 pp.27—31

3 指導内容・方法に関する配慮事項

【指導等の在り方編】 p.32

【実践に当たり参考となる資料】

1 人権が尊重される授業づくり

【実践編】 p.3

2 人権尊重の視点に立った環境づくり

【実践編】 p.5

3 年間指導計画充実のための留意点

【実践編】 p.10

4 個別的人権課題に対する取組

【実践編 個別的人権課題に対する取組】 p.1

※「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編、実践編、実践編 個別的人権課題に対する取組～」のページを示しています。

第2節 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

1 指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が育成を目指す資質・能力（3つの側面）を、学校全体における系統的な指導内容として、総合的に位置付けることが望ましい。しかし、各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、これを達成させることが、第一義的に求められており、人権教育を総合的に位置付け、実践することには様々な工夫が求められる。

児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、人権教育の指導内容についても、総合的な内容構成が目指されることになるが、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。

(1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

- 知識的側面の育成については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組む。
- 単なる知識伝達に止まらず、知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的に共感できるよう、主体的な学習を可能にする教授法の活用に努める。
- 児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるよう工夫する。
- グループ活動を含む協同的・協力的な形態の学習を多く取り入れる。
- 人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むようにする。

【参考】 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例 →指導等の在り方編 p.23

- ① 社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れる。
- ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用する。（略）
- ③ 外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促進に結びつける。

【参考】 地域改善対策協議会意見具申より一部抜粋（平成8年5月）

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

(2) 人権感覚の育成に関する指導内容

○人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、その諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要である。

【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容構成の例 →指導等の在り方編 p.24

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である。

(3) 総合的な指導のためのプログラム

○人権教育を通じて育てたい資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的な内容を取り上げて行う指導と併せ、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切である。

【参考】 総合的な指導のためのプログラム例 →指導等の在り方編 p.24

- 1 次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。
 - ①自分が生きている価値の実感（自己についての肯定的態度）
 - ②お互いの中にある違いの自覚と尊重
 - ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
 - ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
 - ⑤具体的な場面での行動力の育成
 - ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成
- 2 上記の要素のどれが重視されるかは、児童生徒の発達段階やその他の実態によって異なる。例えば、小学校低学年では①②などが重視され、学年が高くなるにつれて③④などに重点が移る、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加え⑤⑥なども重要な位置を占めるようになる。
- 3 さらに、同一学年内における学習の進行においても、時期によって重点の置き方は異なる。例えば、年度当初は①②などが重視され、その成果を土台に継続的・恒常的学習が継続されつつ、③④などが児童生徒の状況に応じて組み込まれる。そして⑤⑥などの具体的行動力の学習へと進む、というような構成が望ましい。

以上のように順次性への着目が求められるが、場合によっては改めて①②の側面を強調する学習が必要となる。

2 指導方法の在り方

(1) 人権教育における指導方法の基本原則

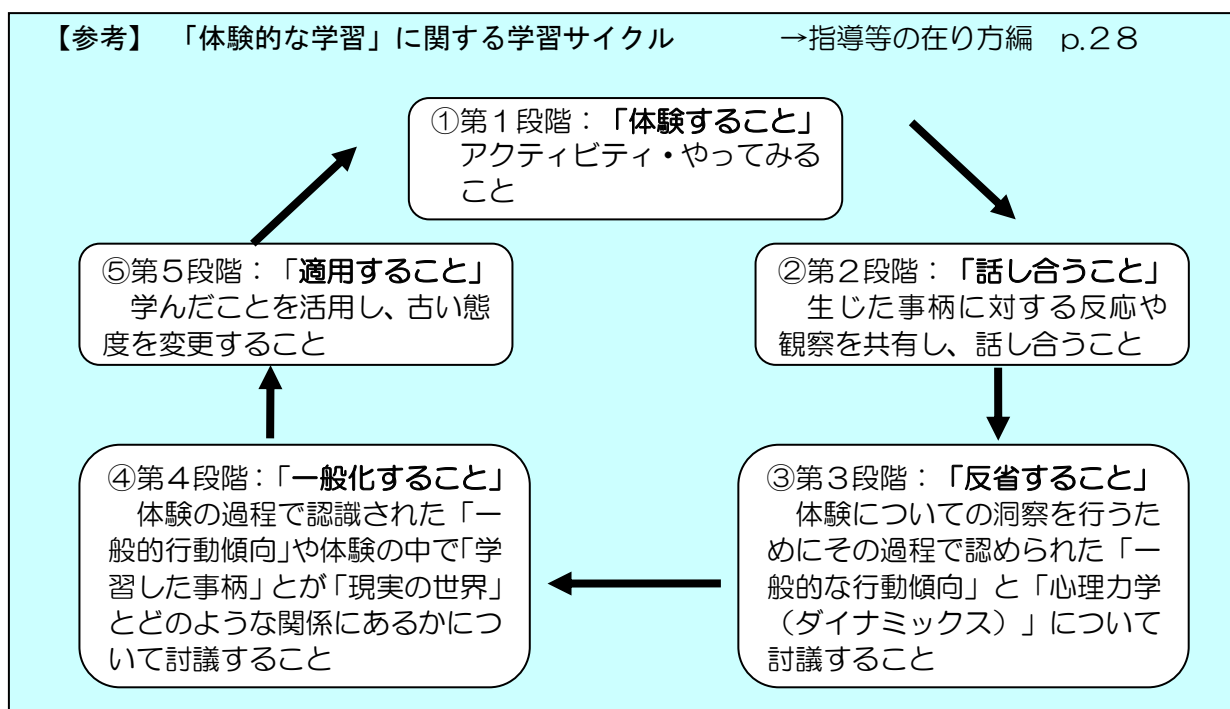
- 知的理解を深める指導を行う際、知識を一方向的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でない。児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒と協力し合う方法で学習に取り組むよう工夫する。
- 人権感覚を育成する基礎となる価値・態度的側面や技能的側面の資質・能力は、児童生徒が主体的に関与し、参加し、体験することを通してはじめて身に付く。
- 自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠である。このように見たとき、「人権教育の指導方法の基本原則」として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが理解される。

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習である。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習である。

- 「体験的な活動」において、「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、学習サイクルの中に位置付くものである。

【参考】 「体験的な学習」に関する学習サイクル

→指導等の在り方編 p.28



(2) 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

- 児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意し、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成する。
- 指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるようにする。
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫によって、多面的・多角的に考える力や合理的なものの見方・考え方を育てる。

(3) 「体験」を取り入れた指導方法の工夫

- 体験的な活動を取り入れる際、児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導を構成する。
- 系統的な展開、事前・事後指導を工夫などにより、単発的なものに終わらせず、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしなが、その成果を効果的に活かす。
- 児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努める。

(4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

- 学校において人権教育に取り組む際、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開する。

【参考】 発達段階に即した人権教育の指導方法 → 「指導等の在り方編」 pp.30-31

1：幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

○発達段階だけでなく、児童生徒の生活の実態を踏まえ、必要な支援を行う。
→いじめや、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒などがいた場合、その経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や児童生徒に話し、共感と信頼を深めたりできるようにする。

3 指導内容・方法に関する配慮事項

(1) 教育の中立性の確保

- 学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。
- 学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があり、学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければならない。
- 各学校においては、これらを踏まえ、学習プログラムや具体的な授業計画を組むに当たり、中立性の確保に十分な注意を払わなければならない。

(2) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

- 人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくない。各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。
- 人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの「同意を得た上でこれを行う。」

【実践に当たり参考となる資料】

1 人権が尊重される授業づくり

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成の上での重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要がある。

授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

【参考】人権が尊重される授業づくりの視点例 →実践編 p.3

《視点》○自己存在感を持たせる支援を工夫する。

ねらい	ポイント・留意点
「授業に参加している」という実感を持たせる。	<input type="checkbox"/> 学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 <input type="checkbox"/> 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
「自分が必要とされている」という実感を持たせる。	<input type="checkbox"/> 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 <input type="checkbox"/> 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 <input type="checkbox"/> 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 <input type="checkbox"/> 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
教師自身が一人一人を大切にしている姿勢を示す。	<input type="checkbox"/> 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 <input type="checkbox"/> 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 <input type="checkbox"/> 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。

《視点》○共感的人間関係を育成する支援を工夫する。

「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<input type="checkbox"/> 「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 <input type="checkbox"/> 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 <input type="checkbox"/> 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
------------------------------	--

<p>「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。</p>	<p><input type="checkbox"/>他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。</p> <p><input type="checkbox"/>自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。</p> <p><input type="checkbox"/>他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。</p> <p><input type="checkbox"/>互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。</p>
<p>《視点》○自己選択・決定の場を工夫して設定する。</p>	
<p>学習課題や計画を選択する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。</p> <p><input type="checkbox"/>発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。</p>
<p>学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。</p> <p><input type="checkbox"/>自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。</p>
<p>学習方法を選択する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。</p> <p><input type="checkbox"/>課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。</p> <p><input type="checkbox"/>ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。</p>
<p>表現方法を選択する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。</p> <p><input type="checkbox"/>考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。</p> <p><input type="checkbox"/>相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。</p>
<p>学習形態や場を選択する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。</p> <p><input type="checkbox"/>自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。</p>
<p>振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。</p>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。</p> <p><input type="checkbox"/>自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返り、交流する時間を設定する。</p> <p><input type="checkbox"/>他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。</p>

2 人権尊重の視点に立った環境づくり

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものである。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

【参考】人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例 →実践編 pp.5-6

取 組	内 容
①人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○前面に、学級目標（目指す子ども像）を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。 ○「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせる。 ○「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。 ○学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ○「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。 ○学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、課題解決のヒントとして活用する。 ○いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。 ○学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。
②課題意識を高める場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起したりするような情報を教師が意図的に掲示する。 ○学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。
③発見の喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 ○小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。
④創造する喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が共同作業をすることのできる作業台（広めの机）を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。 ○詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。

3 年間指導計画充実のための留意点

全体計画の見直し（策定）に当たっては、校種、学校や地域の実態等を踏まえ、各教科等の教育課程全体の中での整合を図ること、交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組を取り入れることが重要である。

年間指導計画の策定は、全体計画の見直し等と並行して（又はその見直し結果等を踏まえて）、すべての教職員の参加・協力の下に行われる必要があり、一般的には、管理職及び人権教育担当部（担当者）が提示した方針に基づき、各学年単位で年間指導計画の案を検討した上で、これをとりまとめ、決定する。

【参考】年間指導計画充実のための留意点 →実践編 p.10

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間における具体的な取組なども位置付ける。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点（例：「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など）を明らかにする。
- [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。
 - *他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - *考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - *自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）を含む単元等、また、「法の下の平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）を含む単元等を設定する。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とかかわりの深い内容を設定する。
- 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。
- 年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

4 個別的人権課題に対する取組

個別の人権課題の指導に当たり、教職員においては、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解することが重要となるが、国内法令や国際法規、公的な報告書などの資料は、児童生徒への指導にそのまま使用することが、必ずしも有効となるものではない。

指導に当たっては、児童生徒の発達段階等に即し、指導のねらいを踏まえた教材等を改めて作成することが必要となる。

【参考】 個別的人権課題に対する取組 →実践編～個別的人権課題に対する取組～p.1

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。個別視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。
- 個別的人権課題には様々な課題があり、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）や「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省）においても、各般の課題を取り上げている。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。
- 各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。
- 個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。